

## 提出する証明書について

入所をする年度の4月1日現在の年齢が65歳未満(※)である父母及び同居する祖父母等。  
(※児童クラブは70歳未満)

### (1) 1月において、64時間以上労働することを常態としている。

#### ① 会社員、団体職員、公務員等の方

→ 「就労証明書」を提出してください。(証明書下方の「保護者記入欄」をあらかじめ記入して勤務先へ提出し、勤務先から証明を受けてください。)

#### ② 自営業をしている方

→ 「自営業申立書」を自営業の主宰者から記入してもらい、提出してください。保護者自らが自営業の主宰者の場合は、保護者の方がご自分で記入し、提出してください。

#### ③ 農業をしている方

→ 「農畜産業申立書」を農業の主宰者から記入してもらい、提出してください。保護者自らが農業の主宰者の場合は、保護者の方がご自分で記入し、提出してください。

#### ④ 内職をしている方

→ 「内職証明書」の内職委託者記入欄に委託元からの証明を受け、保護者記入欄も記入のうえ、提出してください。

### (2) 疾病や負傷、または精神や身体に障がいがある

→ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方はその写し、お持ちでない方は医師の診断書を提出してください。

### (3) 親族に病人等がおり、介護や看護をしている

→ 介護や看護をしている方本人が、「介護・看護状況申告書」を記入し、提出してください。  
また、被介護者（被看護者）の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し、介護保険被保険者証の写しまたは医師の診断書も提出してください。

### (4) 災害等のため保育ができない

→ り災証明書を提出してください。

### (5) 妊娠中または出産後間もない

→ 母子健康手帳の表紙の写しを提出してください（余白に出産予定日または出産日を記入）。  
また、出産後、元の職場に復職予定の方は、上記(1)①～④の該当する書類も提出してください。

### (6) 求職活動中である

→ 「求職活動状況申立書」を記入し、提出してください。公共職業安定所に行き、求職活動を行っている方は、ハローワークカードの写しも提出してください。また、3か月以内をめどに就職し、就職後すみやかに就労証明書等を提出してください。

### (7) 就学中である

→ 就学している学校等が発行した在学証明書を提出してください。